

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(行ト)第127号
決定日 令和8年2月2日
裁判所 最高裁判所 第一小法廷
裁判長裁判官 安 浪 亮 介
裁判官 堺 徹
裁判官 宮 川 美 津 子
裁判官 中 村 慎
当事者等 抗告人 エムシーディースリー株式会社
同代表者代表取締役 **《X1》**
同代理人弁護士 中藤 力 ほか
相手方 公正取引委員会
同代表者委員長 茶谷 栄治
同指定代理人 中島 菜子 ほか
原裁判の表示 東京高等裁判所令和7年(行ス)第55号(令和7年10月17日
決定)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

本件抗告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであつて、特別抗告の事由に該当しない。

令和8年2月2日

最高裁判所 第一小法廷

裁判所書記官 梶谷 吉秀